

【季刊】法律をもっと身近に

# ほうてらす Vol.37

P06-07

INTERVIEW

為末 大さん

P08-09

困ったときの法テラス  
相談事例集Vol.1

P10

スタ弁日記

P11

リレーション・テラス

P12

こちら法テラス旭川です!

特集 暮らしのなかの法律 P02-05

## スポーツと法律

知っておきたいルールの世界

法テラスは業務開始10周年



このコーナーでは、  
地方事務所の活動内容  
などをご紹介します!

01

北海道旭川市3条通  
9-1704-1  
TKフロンティアビル6F  
☎0503383-5566  
◎平日9:00~17:00  
◎JR「旭川」駅から徒歩  
8分。旭川電気軌道バス、  
道北バス「3条9丁目」停  
留所から徒歩1分。



### 山を越え、海を渡り、雪をかき分け

**北**の大地、北海道で最北の地域を  
管轄するのが、法テラス旭川です。  
面積でみて北海道の約4分の1を受  
け持つ、まさに「広大な北の大地」  
がびっぴりの事務所です。  
自治体や福祉機関等の皆さまからの  
「法テラスってなに？」という声に  
応じて、スタッフ弁護士や職員が法テラ  
スの業務説明にお伺いするには、車  
で山を越え、ある時はフェリーで海を渡  
り、ある時は雪をかき分け、というこ  
とになります。  
平成27年には、司法ソーシャルワ  
ークの試みとして、旭川市、旭川弁護  
士会と協力し「旭川市リーガルぶらつと  
ホーム」を始めました。旭川市の福祉  
機関の方々とスタッフ弁護士が一緒  
になって、支援が必要な方のお困りごと  
を整理し、法的支援が必要な場合には、  
旭川弁護士会の弁護士におつなぎする  
取り組みです。  
ただ、いかにせん管轄の地域は広大  
です。全域に十分な支援が届いている  
わけではありません。地域の皆さまの  
お困りごとの解決に向けた支援の輪を  
もっと広げるため、法テラス旭川は、  
今日も北の大地を駆けまわります。



困ったら法テラス。まずはお電話を。 [平日:午前9時~午後9時]  
[土曜日:午前9時~午後5時]

法テラス サポートダイヤル **0570-078374**  
IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル **0570-079714** 震災法テラスダイヤル **0120-078309**  
IP電話からは03-6745-5601

[www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp) 法テラス

発行:日本司法支援センター(法テラス)本部/発行責任者:事務局長 鈴木啓文  
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話:050-3383-5333(代表)  
平成28年7月発行

#### 法テラスの由来

法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々につらいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味を込めています。